薩英サロン会則

第1条 本会は薩英サロン(Satsuma Britain Society・・・略称SBS)と称する。

第2条 本会は英国の文化を学び、英国との交流・友好を促進し、両国の理解に資することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

例会、懇親会、英会話教室、各種勉強会 映画鑑賞会、英国文化研修のため英国訪問、英 国よりホームステイ希望者受け入れ等。

第4条 会員について

本会の会員は法人会員、個人正会員、および準会員とする。

- ① 法人会員および個人正会員は規定の年会費を支払う者とする。
- ② 準会員は年会費を免除された者とする。ただし、イベント等において割増し参加費を支払うものとする。
- ③ 鹿児島県外在住者は準会員とし,年会費を免除する。
- ④ 英国人は準会員とし、年会費を免除する。当分の間、初回イベントは招待とし、且つその後のイベントに参加の場合もある程度の参加費の減額を行う。(日英交流を促進するため)。
- ⑤ 準会員は年会費を自主的に支払う事によって個人正会員になることを妨げない。

第5条 個人正会員は次の場合にその資格を失う。なお本人からの申し出または ①に該当する場合は準会員に移行することが出来る。

- ① 年会費を2年以上滞納したもの
- ② 会員の死亡
- ③ 本会の名誉を著しく傷つけたと理事会で認めた者。

第6条 役員について

本会は以下の役員を選任または委嘱する。

会長 1名

副会長 1ないし2名

理事 若干名

会計 2名

監事 2名

顧問 若干名

事務局長 1名

会長は総会又は理事会において選任する。

- ① 理事および会計、監事は会長が委嘱する。
- ② 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ③ 顧問は会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第7条 総会または理事会は会長が召集し総会または理事会で討議される事項は、

- ① 予算および決算
- ② 事業報告、事業計画
- ③ 役員の選任
- ④ 会則の変更
- ⑤ その他重要事項

第8条 理事会は会長、副会長、理事、会計、および監事によって構成される。

- ① 理事会は会長が召集し、以下の事項を討議する。
- ② 総会または理事会に付議する事項を討議する。
- ③ 入会の承認と脱会の確認
- ④ 予算の執行と確認
- ⑤ 事業計画の立案と執行
- ⑥ その他

第9条 会計

- ① 本会の会計年度は1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。
- ② 本会の会費は次のとおりとする。

法人会員 年額 一口、5,000円

個人正会員 年額 1,000円

準会員 無料

第10条 会則の改正

理事会で出席者の多数決の議決により改正することができる。

付則 本会則は2010年1月1日から施行する。